

府中市特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成 2 年 6 月 5 日 制 定

平成 14 年 8 月 1 日 全部改正

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、府中市が発注する建設工事について、共同施工することにより工事の円滑な施工を確保するとともに、市内建設業者の受注機会の確保、健全な育成及び施工能力の向上を図ることを目的として、工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体 特定の建設工事の施工を目的として、工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体をいう。
- (2) 市内建設業者 府中市建設工事入札参加資格者のうち別に定める規定により市内業者と認定された者をいう。

(共同企業体の形態)

第 3 条 共同企業体は、次に掲げる形態とし、甲型を基本とする。ただし、特殊な工事等の場合については、乙型とすることができるものとする。

- (1) 甲型（共同施工方式） 構成員が一体となって工事を施工する形態
- (2) 乙型（分担施工方式） 構成員がそれぞれ分担して工事を施工する形態

(対象工事)

第 4 条 共同企業体に発注する建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に定めるもので、市長が指定した工事とする。

- (1) 建築一式工事については、請負対象設計金額が 3 億円以上の工事
- (2) 土木一式工事については、請負対象設計金額が 2 億円以上の工事
- (3) その他の業種に係る工事については、請負設計対象金額が 1 億円以上の工事
- (4) その他市長が特に必要と認める工事

(共同企業体の要件等)

第 5 条 共同企業体の資格要件は、次に定めるところによる。

- (1) すべての構成員が、当該年度の府中市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) すべての構成員が、対象工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種について、5 年以上の施工実績を有する者であること。

- (3) 構成員の数は、2又は3とし、その資格要件は工事ごとに定めるものとする。
ただし、構成員のうち1者は原則として市内建設業者であること。
- (4) すべての構成員が対象工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- (5) 甲型の各構成員の出資比率の最小限度の基準については、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- (6) 甲型の共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は構成員中最大であること。

(共同企業体の結成手続等)

第6条 共同企業体の結成は、原則として各構成員の任意の組合わせによるものとし、共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の共同企業体の構成員となることはできない。

- 2 共同企業体を結成して、対象工事の競争入札に参加しようとする者は、所定の特定建設工事共同企業体入札参加申請書に特定建設工事共同企業体協定書等必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(共同企業体の資格審査)

第7条 前条第2項による申請があったときは、府中市建設工事入札参加資格等審査会の議を経て、市長が有資格業者と認定した共同企業体により、競争入札を行うものとする。

(適用)

第8条 対象工事の入札及び共同企業体との契約その他の取扱については、この要綱に定めるもののほか、府中市建設工事執行規則（平成11年府中市規則第12号）、府中市建設工事入札参加資格等審査会設置要綱（昭和57年府中市告示第53号）及び府中市建設工事等指名競争入札参加者選定要綱（平成11年府中市告示第69号）の定めるところによる。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。